

平成27年第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成27年 12月7日（月）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	定住対策課長	鳥井	登
副町長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
教育長	山本	和博	上下水道課長	田中	秀喜
総務課長	大庭	孝久	建設課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	八幡	哲
企画財政課長	渡部	誠	生涯学習課長	中林	眞
税務課長	池田	茂良	布施支所長補佐	竹本	久
町民課長	名越	玲子	五箇支所長	増原	和彦
福祉課長	藤川	芳人	都万支所長	春木	茂正
保健課長	長田	栄	財政係長	宇野	慎一
環境課長	阿部	眞澄	行政係長	中村	恒一
観光課長	吉田	隆			

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 15人

議事の経過

○議長（高宮陽一）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はしないようお願いいたします。

また、再質問につきましては、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位には特によくお願いを申し上げたいと思います。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

通告してあります「最初の予算編成の理念をどこにおくのか」ということをお伺いいたします。

政府は、今年1月に総額3.5兆円の経済対策を決定し、地方創生施策の目玉である地域住民生活緊急支援交付金、総額4,200億円を設けました。

交付金には地域消費喚起生活支援型2,500億円と地方創生先行型1,700億円の2種類があり、前者は地元の商店街で使うプレミアム商品券とふるさと名物商品券・旅行券の発行を基本としております。後者の地方創生先行型は地方版総合戦略の策定、地域しごと支援や創業支援、小さな拠点づくりなどに助成されます。

総合戦略策定費相当分では、1都道府県2,000万円、1市町村1,000万円を確保し、人口を基本としつつ小規模団体に割増、財政力指数、就業率、人口流出、少子・高齢化状況等に配慮して交付されます。

先行型交付金には、基礎交付分1,400億円と上乗せ分300億円があり、国の方針に沿った運用が徹底されます。特に上乗せ分は政策誘導を伴う競争的な交付金であり、地域再生の趣旨にはそぐわず、基礎交付に一本化すべきと考えられます。

なお、これらの交付金はメニュー選択型であり、その運用や使い勝手にも疑問が出されております。「地域が自由に工夫できる実質が伴った交付金なら意味があるが、メニュー選択型ならミニ補助金化する恐れがある」と言われております。

この内容については別途検討が必要であり、いかなる時も行政執行に停滞は許されず、住民福祉の向上を第一とした予算編成が重要であります。

町長は、来年度の予算編成に向けて、各課から総合戦略も踏まえた実行計画を取りまとめたいと思いますが、平成28年度予算編成の理念をどこにおかれていくのか見解をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

皆さん、おはようございます。

今日は一般質問7名の議員各位からお寄せをいただきました。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

まずは平田議員さんのご質問でございます。

分割質問一点目が「平成28年度の予算編成に関わります理念について」の質問でございました。

議員仰せのように、国におきましては、本年1月経済対策を打ち出し、地方創生関連事業で新規の交付金を設け実施されたわけであります。

本町におきましても、その交付金を活用させていただきまして、例えば「にぎわい商品券」でありますとか、「ジオパーク関連事業」、更には「総合戦略策定」に取り組んでまいりました

ことは、ご案内のとおりでございます。

議員ご指摘のように、今回の交付金の制度におきましては、国のメニューに載ったものがありますとか、あるいは地域の十分な意見調整ができないままになっておりまして、自主的な発想が出ないのではと、このような意見があることも伺っているところでございます。

過疎法が制定されて早、半世紀になるわけでございますが、残念ながら人口減少を止めることは結果的にはできなかった、そういった現状であり、地方創生・地域活性化は一朝一夕にはなかなかできるものではないということが、この半世紀が証明したのではないかと思います。

しかしながら、国がこのような施策を実施いたしまして、地方再生に力を入れることにつきましては、この機会を改めてチャンスと捉え、本町の今後の方向性をきっちり定めていかなければならないと、このように考えているところであります。

そのような中、平成28年度予算を編成するわけでございますが、町税の伸びも私どもの町ではアベノミクス云々と言いますが、そんなに今期待ができておりません。一般財源の約3分の2を占める地方交付税につきましても、ご案内のように合併10年を過ぎるとこれから5年をかけて一本算定となる。そうすると1割強が減ってくるという厳しい状況でございます。自主・自立の地域づくりや町の各種計画の具現化を図ってまいりますには、さまざまな課題を克服して地域発展を築いていく必要が改めて出てきていると考えております。

平成28年度予算編成方針における基本的な私の考え方は、引き続き「行財政改革大綱」に沿って行革を進めながら、事業の選択と集中で収支のバランスのとれたものに改善することを基本としながら、総合振興計画及び総合戦略での取組みを更に明確にし、限られた財源を効率的・効果的に活用いたしまして、安全・安心の町民生活や町の将来的な発展を図るために、必要な施策への重点投資が可能となるようにしてまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○6番（平田文夫）

再質問をさせていただきたいと思っております。

28年度予算編成にあたっての町長の理念について伺ったわけではございますが、今の答弁の中でまず私と食い違うのは、隠岐の島町は「総合振興計画」なるものを策定している。この中に3つの柱が掲げられております。

まず、町長がいつでも言われるように、隠岐の島町に生まれてよかった、住んでよかったと思える“まちづくり”であり、町民が等しく安心して暮らせる“まちづくり”であります。

それが「隠岐の島町総合振興計画」に定めた、「島をリードする隠岐びとが育つまち」、「観光を基軸に交流・産業を創出するまち」、「みんなで支えるやさしい福祉のまち」であります。

この基本理念の実現にあたっては、財政の健全化、子育ての支援等々、福祉の充実、農林商工観光の振興、生活環境、教育文化の施設の整備、そして住民協働の“まちづくり”の3つの方針を定めて取組んできたと思っております。

その“まちづくり”の基本理念とその実現に向けた基本方針については、町長の3期目では少なからず変化が生じていると感じられる。新年度では“まちづくり”に対し、強い意志と情熱をもって約束したことは必ず実現させていくという「有言実行」の精神で取組むことを約束し、信頼と連帯を築きながら夢のある“まちづくり”を目指した計画とし、隠岐の島町がキラッと輝くような、町民の皆さんの声を反映させた安心して暮らせる“まちづくり”の予算編成に取り組むべきと思いますが、町長の所信をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

私は3つの公約を掲げておりまして、先ほどもお話がございましたように「島をリードする隠岐びとが育つまち」、「観光を基軸とした交流・産業を創出するまち」、「みんなで支えるやさしい福祉のまち」、この三点を私の“まちづくり”の大きな柱に据えまして4年間担当しているわけですが、合併をいたしましたときには、合併をしなくては何れ北海道になってしまうというようなことで合併をいたしました。そのときには、非常に厳しい状態でこれ以上借金を重ねることができないところまで行き着いているということであったかと思っております。

そこで、とりあえず第1次、第2次の行財政改革を取組みました。職員も当時合併しましたときには、確か349名の職員数を数えたわけですが、現在では約90名近く減らしまして260名にいたしました。そして、あらゆる改革を進めながら実質公債比率も少しずつ良くなってきました。

前にも言いましたように、ちょっと私の性格とは違うと思っておりますが、「松田は借金をしないこと、そして貯金をする、そういうことばかりやっている。」という揶揄された言葉も私に届きましたが、あの時点ではそれしかなかったのです。それを、いやいやまだまだと、いう形でやりますと実質公債比率25パーセントを超えてしまう。そうなると国管理になって何にもできなくなってしまうということから、そうせざるを得なかったと。

今後の“まちづくり”につきましては、私はやはりこの島から、島にきた金をどうやって

島外に出さないか、これが私は大きな行革だと思っております。これ以上、役場の職員を減らせと、今度の第3次の行革で大体243名ぐらいにまでは下げざるを得ない、それは交付税状況からみるとそうしないと赤字に、それでも赤字です。ということで今おりますが、もうこれ以上は行革・行革と言ってもできないことはできない。濡れたタオルを絞りきった状態が今だと思っておりますから、これ以上の行革というのは難しい。

そのためには、内在する資源をうまく活用して、例えば、代替エネルギー対策をこの島はやる、そしてこの島の資源をうまく活用してここから金を逃がさない。例えば電力事業等も今じゃんじゃん使っておりますが、代替エネルギーに切り替えて電気代という形で本土に金を送り、そして海外に金を取られるのではなくて、こちらの資源をうまく活用しながらできるだけ自前のエネルギーで対応できるような“まちづくり”をする。

そういう中に、新たな仕事を創り若者を育てつくる。また子育て支援に力を入れながら、この島がやはり自立できるそういう“島づくり”が、今後の“まちづくり”には欠かせない。これが、私は第3次の大きな行革の理念だろうとこのように考えております。

これまではこれまでといたしまして、これからは少し違った方向で地元のそういった資源をうまく活用しながら、どうやって“まちづくり”につなげていくかということが、今後の“まち”の大きな方向だろうとこのように考えていることを申し上げ、私の答弁に代えさせていただきます。

〇6番（平田文夫）

これ以上、再々質問をしても町長の答弁は変わらないと思しますので、次に分割の二点目、「次回町長選挙に向けた町長の現時点での思い」についてであります。

町長は、平成16年10月に無投票で当選し、平成20年10月の選挙では投票率83.06パーセントで、大勝しております。平成24年10月16日告示・投票日10月21日の選挙ではまた無投票で当選しました。町長が就任して11年2か月本町の町政執行責任者になっております。

町長に求められるのは、信念・哲学・決断力、であります。町民の方を見て、強い信念、哲学を持って決断していけば、必ずや町民は評価してくれます。

しかし、3期目も後10か月を残すところとなり、来年10月は町長選挙を迎えることとなりますが、そこで次の点について町長の現時点での思いをお伺いいたします。

町長は、隠岐の島町の繁栄はもとより、住民福祉の向上を公約に掲げ、町民多くの支持を受け、町政執行者として平成24年10月に3期目がスタートし、以来、公約達成に向けて日々努力されております。

本町を取巻く社会情勢は依然として厳しいものがあり、加速する少子高齢化、低迷する地域経済、地震・津波等の災害対策の強化など課題は山積しております。

このような状況下において、本町は、隠岐の島町総合振興計画に掲げた、先ほども三点申し上げましたが「島をリードする隠岐びとが育つまち」、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の3つの基本目標を実現するため、地域特性を活かした独自の施策を展開し、豊かで魅力のある自立した“まちづくり”を進めていきます、と住民の皆さんに約束しております。

国は、東京一極集中に代表される構造的な課題解決に向け、取組みを始めたところであり、ようやく地方に目を向けた「地方創生」を礎として国の発展を目指そうとしております。

本町におきましても、まさにチャンスと捉え、町民の皆様方のニーズの把握に努め、現場主義、即刻主義をモットーに、今、何をすべきかを絶えず考え、地域課題の解決に向けて取り組んでいかなければなりません。

“まちづくり”は行政だけで実現できるものではありません。町民の皆様方一人ひとり、“まち”に関わる全ての方がそれぞれの分野において知識や情報を共有しながら、それぞれ役割を分担し、日々の生活に活かすことだと考えております。

今後、町民の皆様方と総力を結集し、地域の活力を高め、住みよい暮らしと定住基盤の強固を目指した取組みを進めることが求められております。

町長は、「このような環境下にあって、今の私に求められる最も大切なことは、『それでも諦めない、投げ出さない“隠岐びと”の誇りをどう助成していくか』だと思っている。」と、述べております。

町長は、3期目に掲げた公約の推進状況をどう検証しているのか、それらを踏まえて4期目に向けた意思を整えつつあるのか、現時点の思いについてお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

平田議員の分割質問二点目、「私の4期目に向けた現時点の思いについて」のご質問をいただきました。

議員各位はもとより、多くの町民の皆様方に支えられ旧西郷町時代から数え12年余の間、町政を担当させていただき、残すところ後10か月弱となりました。

顧みますと、平成10年代は厳しい国家財政を反映し、公共事業等の大幅削減の中で全国の中山間地域や離島地域の経済は日増しに疲弊をし、市町村財政も大きく硬直化し、全国津々浦々で公共団体が倒産するかのような、かつてない状況になり、市町村合併を余儀なくさせ

る時代を迎えたのが平成10年代ではなかったかと思っております。

そのような中で、私たちの「隠岐の島町」も誕生をいたしたところであったかと思えます。

先ほども言いましたように、第1次・第2次の行財政改革を断行し、町民の皆様方には大変ご迷惑もおかけいたしましたかとは思いますが、何とか今日を迎えることができたというのが、私の実直な思いでございます。

議員仰せのとおり、このような状況下にあります、ややもすれば投げやりな思いや諦めが日常生活の中で口をついて出る環境下であり、私は「それでも諦めない、投げ出さない隠岐びとの誇りをどう醸成していくかが今後の大きな課題だ。」と、このように訴えたことを、今平田議員のご質問を伺いしながら「そうだったよな。」というように、今思い起こしているところでございます。

国や県当局に対しまして、言うべきことは言う、その姿勢を貫いてきたつもりではございますが、一朝一夕に解決につながることは残念ながらできなかったと思っております。

来るべき交付税の一本算定対策のための第3次行財政改革断行も視野に入れながら、今後の行政執行を考えますとき、更に厳しいものが去来いたしますが、議員各位のご理解・ご協力を賜り、これを乗り越えていかななくてはならないとこのように考えているところでもございます。

先ほども言いましたように、公約をいたしました「島をリードする隠岐びとが育つまち」、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」、「みんなで支えるやさしい福祉のまち」は、まだまだ完成されたとは思っておりません。道半ばであるかと思えます。

ご案内のように、今、ここに私がございますのは、多くの町民の皆様方のご支援があつてのものであり、支えてくださいました皆様方に十分に私の思いをご理解をいただき、あるべき方向を出してまいらなくてはならないと、このように考えているところでございます。

今しばらく猶予を賜りますようお願いを申し上げ、答弁に代えさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

〇6番（平田文夫）

今、町長に「思いを」と言ってもなかなか答弁することもできないと、それは事前には思っております。町長の判断によって、住民の皆さんの考え方がいろいろ巷で噂される。そういうことなるべく早く知りたいという住民もおるわけです。

そこらへんのことを、現職として一番、住民の皆さんに支持されやすい立場におる中で、町長が、今その判断を示すことはなかなかできないと言うことは、私も分かっておりますが、

現職としてはなるべく早く、住民の皆さんにその意思を伝えるべきだと私は思っておりますが、町長の考え方はどうですか、お聞きしたい。

○番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほども言いますように、私は旧西郷町の時代に平成15年に当選をさせていただきました。それまでも役場の職員をしたり、助役をしておりまして、いつも心にありましたのは、やはり性格がこういう性格でありますから、いろんな話があっても役場に行って話をしても返事だけはいいいけど結果が全然ついてこない、時間がかかる、やっでごす気やらごさん気やら、考えているやらごさんやら口だけだ、というそういう批判も随所にいただいてきました。そういう中で、私は課長会でもいいですが、今、高齢化社会を迎えて、まず年寄りが気が短くなっている。やはり現場主義、即刻主義でやるべきだと、そういうことが更に今の時代は求められているのではないかと、このようにも言っておりますし、私自身は絶えず「声なき声」といいますか、“サイレント・マジョリティ”（物言わぬ多数派）というか、そういうことに十分に配慮して、耳をあっちこっちに向けながらできるだけ多くの皆さんが、私がやる“まちづくり”にどう考えていらっしゃるのか、どう評価してくださっているのか。それは多くの皆さん、みんな思いが違いますから全てが思うようにいかないことは分かっていますし、批判も私にはたくさん寄せられていることも知っていますし、まあまあ頑張っているという意見もそれはあったかと思えます。絶えず、「声なき声」に耳を傾けながら、皆さんが少しでも納得していただけるような“まちづくり”を進めていきたいという思いだけは、今も、今までも持ち続けてきたつもりでございます。

平田議員おっしゃるように、いろいろな意見があるかと思えます。そういったことも先ほど言いますように、私を支えてくださった皆様方と十分に意見をお伺いしながら、また私の今の現状の思いも聞いていただいて方向を出していきたい。私ひとりで頑張って、今、壇上に立たせていただいているというような思いは持ってません。

そういうことで、今しばらく皆様方と十分にお話をさせていただきながら、方向を出していきたいというように思っております。

これじゃ駄目だというような意見もあることは承知していますから、そういった方が私の動向にかかわることなく、「自分はこういう“まちづくり”をしたい。」と手を挙げてくださることであれば、それはそれで紹介していくべきではないかとこのように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○6番（平田 文 夫）

町長の思いを伺っておりますので、これ以上聞いても同じ思いであると思っておりますので、新たな年の3月にもう一回お伺いしたいと思っておりますので、その時はよい返事をもらえるようお願いいたします。終わります。

○議長（高宮 陽 一）

以上で、平田文夫議員の質問を終わります。

次に、12番：米澤壽重 議員

○12番（米澤 壽 重）

それでは、通告どおり「畜産振興について」一般質問をいたします。

本町では、平成32年までに繁殖雌牛の飼養頭数700頭を目標に畜産振興に積極的に取り組んでいるところであります。ご承知のとおり平成26年度の出荷額は約1億2,000万円となっております。まさに本町の基幹産業の一つとして着実に実績を積み上げています。

11月3日に西郷家畜市場で子牛の競りの様子を見学したところでございますが、家畜市場は島内の畜産関係者を始め、島外からの参加者も目立ち活気に満ち溢れていました。注目されていた子牛の平均価格は60万4,000円の高値を記録し、市場入場頭数も増える傾向となっております。

また一方、11月18日には島根中央市場で開かれた子牛の競りでも平均価格が70万円台の大台を越し、まさに歴史的な高値が続いています。低迷し底値だった6、7年前と比べ、ほぼ2倍以上の値がつき驚くべき結果となりました。畜産農家にとっては子牛の高値の恩恵に被り収入は増え、経営の安定化に向け追い風となっております。一方現状では円安によりまして飼料代などの経費は確実に増えており、畜産業を取り巻く環境は依然として厳しく買い手となる肥育農家は予断を許さない状況下におかれています。

そこで、今回の一般質問は、本町の畜産業の現状を踏まえ畜産振興を進める上で、どのような点に留意し、いかなる施策をもって取り組んでいけばよいのか質問を進めてまいります。

一点目の質問であります。畜産振興の要である島後畜産センターの整備について質問いたします。同センターは建物の老朽化も進み、駐車場の確保もままならず敷地そのものも手狭となっております。先ほども申し上げたように、市場入場頭数も増える傾向にありまして、現状のセンターでは市場本来の機能を十分に果たせない極めて深刻な状況となっております。本町が今後畜産振興を進めていく上で、島後畜産センターの新たな建設は避けてとおれない喫緊の課題となっております。

そこで町長に質問いたします。早急に島後畜産センター建設に着手すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

二点目の質問であります。今後、本町が畜産振興を進めていく上で「鍵」となる担い手の育成とその確保について質問いたします。

11月3日の家畜市場は若者の姿が多く見られ、特に隠岐の伝統的習俗として受け継がれている牛突き関係者や、御霊会風流の馬入れ神事に携わっている若者の姿が目につきました。

「牛突き」も「馬入れ神事」も、単に文化財の伝承や観光振興としての位置づけのみならず、畜産振興にも深く関わっているものと実感したところであります。そのような観点からすれば、本町においては若者が畜産業の担い手として新規参入しやすい環境は既に整っており、畜産業の将来を担う若者に期待するところであります。

また、本町においては、今年度新たな取組みといたしまして繁殖雌牛リース事業を導入し、若年担い手の初期投資への負担軽減を狙いにリースを実施しているところであります。担い手育成へ向けた取組みとして高く評価されますが、今後はより一層リース事業の充実を図り、更なる積極的な支援策を講じ、新たな担い手の確保に努めていかなければなりません。

そこで、町長に質問いたします。今後、本町が畜産振興を進めていく上で最も重要な担い手の育成と確保については、どのように考えておられるかお伺いいたします。

三点目の質問であります。牧野整備と自給飼料の供給体制について質問いたします。

本町では畜産経営の安定化を図っていくために、公共牧野を有効に活用した放牧による繁殖経営に特に力を注いでいます。今後の牧野整備にあたっては、既存牧野の再整備も視野に入れ、将来に備え新たな公共牧野の整備を進めていかなければなりません。そこで、現在活用されていない各地に点在する遊休農地を再整備し、牧野や牧草地として有効に活用すべきであります。遊休農地の活用は本町にとって最も重要な課題となっており、また世界ジオパーク認定の島として少しでも荒地が改善されれば景観の保全にもつながり相乗効果が期待されます。

そこで、町長に質問いたします。遊休農地の積極的な再整備を実施し、畜産振興に有効に活用すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

最後に牧野・牛舎等の整備にあたっての規制緩和についてお伺いいたします。この質問に関しては、平成25年第4回定例会で一般質問を行ったところでありますが、畜産を取り巻く状況は刻々と変化しており、再度質問いたします。

離島振興法の中に離島特別区域制度の整備が規定されています。この規定は離島の地域振

興を目的に当該離島地域内に区域を限って、規制の特例措置やその他特別措置を適用する制度であります。牧野・牛舎などの整備を進める上で、都市計画法・建築基準法・国立公園法などが足枷となり事業を進める上で障害となっています。

離島振興法の中で規定されている特区制度を有効に活用し、速やかな事業推進に努めるべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、米澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の「島後畜産センターを早急に建設すべき」とのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、年3回開催されております西郷市場における子牛の入場頭数は、1回あたりずっと少なかったのですが今は100頭前後に達しておりまして、数年前に比較いたしますと倍増している状況でございます。近い将来、本町が目標に掲げております繁殖牛700頭の増頭が実現してまいりますと、1回あたりの入場頭数は更に倍増いたしまして、今の倍200頭前後ぐらいになるのではないかとこのように考えているところでございます。

このような状況を考えますと、島後畜産センターの主要施設でありますセリ場、一時預かり場、繋ぎ場、何れをとりますしても既存の規模では対応ができなくなることはすでに明らかでございます。この対策も急がれるということで、早期に対策を講じなくてはならない、このように、今、関係者の中で話し合いをさせていただいているところでございます。

現在、島根県農業協同組合を始めいたします関係者の方々と島後畜産センターの移転改築も含め、詳細について協議を進めているところでございますが、今後は、関係者の方々と更に協議を加速させながら、その結果をもって最終的な判断を進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

次に、二点目の「畜産振興を進めてまいります上で担い手育成・確保のための支援策が大事ではないか」というご質問でございますが、本町では、次世代を担う若手就農者を中心といたしました担い手の育成を1次産業振興における重要施策の一つに位置づけていることはご案内のとおりであります。

特に、畜産業におきましては、全国的に子牛の取引価格が高値で推移しております。今こそ、若い方々に就農を促す絶好の機会でないかとこのように考えているところでございます。

そのために、意欲のある若い方々が就農しやすい環境を整備してまいりますことが急務であると考え、今後は、畜産用施設へのリース制度の拡充を始めいたします初期投資の軽減

策でありますとか、あるいは新規就農のための研修制度など、支援策をより一層充実させることで担い手の定着につなげてまいりたいとこのように考えておるところであります。

三点目の「牧野・草地として遊休農地を再整備して有効活用する考えはないか」とのご質問でございますが、本町では、以前、林間牧野といたしまして利用されていた山林を中心としながら公共牧野の整備を今進めているところでございますが、この度、議員よりご提言いただきました「遊休農地を活用した放牧場や採草地化」につきましても、既にもう一部実施をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、耕作放棄地を始めとする遊休農地を有効に活用することによりまして、荒廃農地の解消でありますとか、あるいは畜産経営の低コスト化を進めてまいらなくてはならないと、このように考えているところでございます。

最後に、四点目の「牧野・牛舎等の整備にあたって離島振興法の中の特区制度を活用する考えはあるか」とのご質問でございますが、議員仰せのとおり、平成25年度から施行されました改正離島振興法におきまして、離島の実情に配慮した「特別区域制度の整備」という項目が同法第18条の2に盛り込まれておりますことは私も承知はいたしております。制度の創設につきまして、総合的に検討を加え必要な措置を講ずるものとする規定がございますが、現在まだ国より制度の詳細設計が示されていないというのが現状でございます。

このような中、現在、本町といたしましては、「特別区域制度」が正式に法制度化されるまでの間は、畜産振興を進めてまいります上での諸課題に対しまして、現行の法令の範囲内で解決が図れるように検討を進めてまいっているところでございます。

今後につきましても、畜産農家を始め関係者の方々との連携を深めながら、本町の畜産振興を推進してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、私の答弁に代えさせていただきます。

○12番（米澤壽重）

先ほどの二点目の「担い手の育成とその確保について」でございますが、町長は畜産用施設のリース制度現在も行われておりますが、この拡充や初期投資の軽減策、そして研修制度等を充実していくとそのように答えられておりますが、もう少し具体的な支援策について再度質問いたします。

先ほどの私が申し上げたように、担い手の育成と確保は本町が畜産振興を進めていく上で「鍵」となる、最も力を注がなければいけない大きな課題となっております。他地域とは異なりまして、先ほども説明しましたように新規参入しやすい環境はもう整っております。

早急にこの総合的な支援対策に取り組むべきと考えますが、例えばこれは私の提案ですが、新規参入者を対象とした経営指導がほとんどなされておられませんので、これはやはりJAとかいろいろな関係団体との連携も必要だと思いますが、そういった体制の強化、そして研修の受け入れる農家の紹介、あるいは畜産入門講座といった今までもされていないような試みを積極的に押し進めていくべきであると考えておりますが、その辺のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

米澤議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

実は町村合併をいたしました平成16年10月、私の出身であります旧布施村でございますが、旧布施村は面積も非常が狭いということもありまして地籍調査が山林も済んでいたわけです。例えば旧西郷のようところが地籍調査が林地まで終わりますと、原田興業の役員さんもいらっしゃいますが、私が知る限りは当時原田興業は台帳面積が84ヘクタールぐらいだったと思います。それが森林面積、森林簿によりますと1,080ヘクタールぐらい、つまり10何倍になります。

今、伊万里市場に隠岐の木材を従来のような形で、丸太で出してみましたら全く赤字です。お金になりません。ですから私は、隠岐の林業は今のような状態の林業は「林あって業なしだ」と「林業」でない。そういう中で林家をどうやって守っていくかというのは、将来行政の大きな課題になると農林課長にはずっと言い続けてきました。

どういうことかということ、林地を何とか多面的に活用しながら、林家が何とか食っていける形に環境を整備する必要がある。その一つが実は畜産の振興ということで、いち早く立ち立てたわけであります。

その外にも例えば鳥取県の智頭は黄蓮栽培、これは薬草ですね、胃腸薬の草をやっていますし、椎茸生産でありますとか。ですから昔のようにもう一遍、山を間伐してその後にミツマタコウゾウを植えて中間収入を得るようなことを考えていくべきだと。と言いますのは、ブータンのような所から日本には和紙が入っておりました、ミツマタコウゾウの原料が。それが自然災害等でことごとく生産地がガタガタになりまして、今この日本の国はミツマタが入りにくくなっているということも最近伝えられた。私は3年前から何とかせんといけんだらうということでそういう提案もしておりますが、今度はそういうことで中間収入を得ながら林家が林家としてやっていけるような方法を考えなくてはなりません。

そう言っているうちに税金が高くなって、そして面積が拡大されて税金が払えないという、

こういった団体が現実に出てきております。そういう林地をもっと多面的に活用するところは活用する、役場が借りてでもそれを牧野に切り替えて、やはり公有牧野が拡大されていかないと飼養頭数が増えていかないと思います。

そういうことをやりながら現在、学校を卒業して隠岐で生活をしたいという方々が、畜産に取り組みたいという方が畜産農家に何年で働きながら勉強して、そして現在その何もなかった所が6頭飼っている若い者もでてきました。そのためには、もっともっと貸し出すような牛も拡大しながら、そういった方々がまだまだ増えてくる環境をつくっていかねばなりませんし、もちろん、研修もそうです。昔旧西郷町には町が採用をされた獣医がおられました。そういったことも農協任せ、県任せではなくて、この島が畜産振興を本当にやろうというならば、将来的には畜産の専門家である獣医を町が採用するようなことも含めて、将来考えて行かざるを得ないような時代がやって来るように。

それと併せて、屠畜場ももういっぺん1,000頭を超えるようなかたちにもって行って積極果敢にやりながら、これをひとつは隠岐の“業”としてやれるようにするためには、やはり屠畜場がないと大阪市場、東京市場に持って行ってそこで枝肉にするようなことでは、“業”としては、私はうまくいかない。そのためには、相当ここで屠畜できる頭数が増えてくるような環境が整い次第に、そういったことが将来的には考えていかななくてはならない。

畜産振興は二番煎じでもいいじゃないですか、この島にあった産業として大いにその振興を図っていくべきだというのが思いでございまして、議員おっしゃるようにその基盤は今からいろいろ相談をして方向を出していかなくてはならんと、このように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○12番（米澤壽重）

もう一点、再質問させていただきます。

三点目の遊休農地を畜産振興に有効に活用すべきという質問に対して、町長は荒廃農地の解消や畜産経営の低コスト化を進めていくと答えておられます。

ご承知のとおり、全国には埼玉県の面積と同じ面積、広さ38万ヘクタールの遊休農地があるとされておりまして。

最近、農林水産・総務両省が耕作放棄地の固定資産税を1.8倍に引上げると、税負担を重くするという検討に入るとされておりまして。まさにこの遊休農地の有効活用は、国家的な課題となっているわけですが、町内には、利用はされていると言いつつも、一箇所でもかなり広い面積の遊休地が何箇所かあるように見受けられます。

今後の環太平洋経済連携協定（TPP）の発効を控え農地の集約化と有効活用、これはもう絶対的に避けてはとおれない課題となっております。

開発コストがかからない、新たに土地を造成するといったらコストがかかって大変ですが、やはり遊休農地を積極的に今こそ進めるべきであると私は考えておりますので、もう一度お考えをお聞きします。

○番外（町長 松田和久）

米澤議員の再々質問にお答えをいたします。

今、お話のございました農水省の対応でございますが、これはTPPをにらみ日本の競争力をどう強化していくかという視点の中で議論がなされていることございまして、例えば保有農地、これを農地の中間管理機構、いわゆる農地バンクと言われる、に貸付けをいたしますと固定資産税が半減されるという制度でありますとか、今おっしゃったような耕作放棄地をそのまま、これはもちろん、農業委員会にかかることございまして、耕作放棄地をそのままにしておきますと固定資産税が2017年、再来年度から1.8倍に上がってくる。そのまましていると税金上げますよということをしながら遊休農地の円滑な利用を拡大していく、それがTPPによります日本の農業を強化していくことにつながるということで、今議論が進められているというのが農水省の思いだと思います。

そういうことで、我々もそうなる前に話し合いをさせていただいて1.8倍になると大変なことになるものですからそういう所は、積極的に遊休地を使って牧草の採草地にしたり、放牧地にしながら有効活用を図っていくというようなことも考えていかななくてはならん。何かがあった時には、また回転できるというようなことも対応していく必要があるかと思えます。まず近場でそういう所があれば、そこから有効に活用していきながらTPP対策で国が考えていることに乗っかっていけば、もっともっと利用が拡大するのではないかと考えておきまして、そのことについても今後十分に検討を進めてまいらなければならないと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（高宮陽一）

以上で、米澤壽重議員の一般質問を終わります。

次に、3番：安部大助 議員

○3番（安部大助）

本日3番目の質問をさせていただきます。安部大助でございます。

今回は「地域支援事業の運営体制について」と「地域支援事業の中の介護予防・日常生活

支援総合事業の認識について」の質問を行います。

皆さまご存じのように、地域支援事業はお年寄りの方々がいつまでも健康で元気に、そしてできる限り自立した生活を送れるようにすることを目的とし、平成18年4月から事業が開始されてきております。

そして今回、平成27年の介護保険法の改正により、今まで全国一律で行われてきた介護予防の通所型と訪問型のサービス事業が、平成27年4月より各市町村の地域支援事業へと移行し、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業」となりました。

介護予防事業の移行により、今後は各市町村でサービスの種類や利用料等の設定をしていきます。このことにより、地域にあったサービスを提供できるというメリットがある反面、市町村の今後の取組み次第では、サービスの向上、あるいはサービスの低下に直接つながってくるため、市町村の役割と責任は大きなものとなってきます。

また、今回の総合事業は平成27年4月から平成29年4月までの2年間の間で、全ての市町村で実施しなくてはならないため、新たな総合事業のシステムを早期に構築していく必要があることから、スピード感をもった行政運営も同時に求められているところであります。

国は、この「総合事業」の内容についてガイドラインで示しており、その中で医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行う「地域包括ケアシステム」の構築を推し進めています。特に多種多様なサービスが提供できるように、担い手の育成や地域・住民の支え合いの体制づくりの必要性などが書かれております。

以上のことを踏まえて、この制度移行に伴う本町の「介護予防・日常生活支援総合事業」について、町長はどのように認識され、先ほど申しました「地域包括ケアシステム」の構築に向けてどう取組んでいく考えなのかお答え願います。

次に、「地域支援事業の実施に向けた運営体制づくり」について町長の考えをお伺いします。

本町の地域支援事業については、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントの中心的な役割を担っており、要支援者を対象とする予防給付の業務など多くの事業を行っています。しかし、今回の制度改正に伴う介護予防サービスの移行により、今までの業務に新たな業務が加わることから膨大な業務量となり、現在の地域包括支援センターだけの対応は難しく大きな課題となってきます。

地域包括支援センター事業の予算額をみても、平成25年度は3,400万円、平成26年度は3,600万円、そして平成27年度は3,900万円と毎年増加傾向にあります。

実際に、このたびの「総合事業」を行っている他の自治体の地域包括支援センターでは、

既存の事業に時間を割られ、介護予防事業にまでなかなか手が回らないのが現状のようです。私は地域包括支援センターの人員体制の強化や、地域や福祉事業者との連携強化が必要であると同時に地域包括支援センターが行う事業の選択と集中を行った上で、業務の負担軽減、事業の移行によるスリム化も必要不可欠と思います。

特に今後の地域福祉・高齢者福祉を充実させていくためには、全国組織でもある社会福祉協議会との連携は必要です。最終的なマネジメントは行政ですが福祉事業の多くは社会福祉協議会が委託を受け、行政と連携をしながら運営をしている自治体も多くあります。運営主体が社会福祉協議会になることで、今までの行政から各事業者という構図から、新たに行政から社会福祉協議会、社会福祉協議会から各事業者という構図になってきます。

それによって、行政にとっては業務がスリム化され、社会福祉協議会にとっては地域福祉の推進を図れることで役割が明確化されます。また、人事異動の少ない社会福祉協議会が民間事業者とのパイプ役になることで事業者間の横のつながりができ、官・民の連携強化へとつながっていきます。

平成29年4月からの事業移行に向け、今のうちから社会福祉協議会との協議を密にし、更なる業務の委託を進めていく必要があると考えます。

そこでお伺いします。私は、社会福祉協議会への地域包括支援センターの業務移行と連携強化を更に進めていく必要があると考えますが、町長は今回の「新たな地域支援事業の実施に向けた運営体制」についてどのように考えておられるのかお聞かせ願います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、安部大助議員のご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「新たな介護予防・日常生活支援総合事業についての認識と地域包括ケアシステムの構築に向け今後どう取組んでいくのか」とのご質問でございました。

議員ご承知のとおり、本年の介護保険法の改正によりまして要支援認定者の方の予防給付は、市町村が地域の実態に応じ取組みにより実施します「新たな介護予防」・「日常生活支援総合事業」へ移行することとなっているところであります。

このことによりまして、現在、高齢者の方が利用なさっているサービス内容を変更するなどの必要が生じてまいります。ケースによってはサービスの低下につながることも懸念されておりまして、高齢者の方が希望するサービス利用のうち、介護予防・日常生活支援総合事業で対応できないものにつきましてはサービス利用者と事業者との個別契約等によりまして、利用可能となるシステムを構築する協議を関係機関、事業者等と現在進めさせていただいて

いるところでございます。

介護予防におけます通所型・訪問型サービスは、高齢者の皆さん方が住み慣れた地域でありますとか、あるいは自分の家で安心・安全な生活を維持し、健康寿命の延伸にも非常に効果があると認識しているところでございます。

介護予防・日常生活支援総合事業移行後におけるサービス提供につきましては、制度改正の主旨を尊重しながら、保険者であります隠岐広域連合やあるいは構成町村、サービス提供事業者等の関係機関と検討・調整を進めながら対応してまいらなければならないかと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

続きまして、「地域包括ケアシステムの構築について」でございますが、議員ご承知のとおり、団塊の世代が75歳以上となります2025年を目途に、重篤な要介護状態や今後増加が見込まれます認知症の高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されますシステムを構築するための取組みであるかと思っております。

現在、システム構築に向けた地域課題の掘り起こし、あるいは介護保険制度だけでは解決できないそういった問題につきまして、情報収集や分析・検証を行うために地域連絡会議や個別ケア会議、介護支援員連絡会議等を開催させていただいているところであり、11月27日には、これらの会議から提示された諸課題につきまして、医療・保健・福祉関係者で構成いたします地域包括ケア推進協議会で対応策を今協議させていただいているところでございます。

今後も、これらの会議を定期的開催をし地域包括ケアシステムの構築にあたり、多様な課題の抽出や集約を進めながら、解決に向けた施策を検討、実施し、目途とする2025年の構築を実現できるように努力をまいらなくてはならない。そういう期間に今、入ってきたということかと思っております。

次に、二点目の「新たな地域支援事業の実施に向けた運営体制について」でございますが、議員ご指摘のとおり、地域包括支援センターの業務は介護予防ケアマネジメントを始め、予防でありますとか日常生活支援事業や高齢者の総合相談、権利擁護事業等、年々増加するとともにまた多様化もしてきているところであります。

ご提案の社会福祉協議会への業務移行についてでございますが、地域包括支援センターで取り扱っております業務内容というものが、例えば社会福祉士、保健師、主任ケアマネでの対応等が非常に専門性の高いものが主でございますので、社会福祉協議会と連携強化はもちろ

んこれからは大事であります、免許職との関係もありますし、専門性の問題もありますので、即社会福祉協議会への業務移行というのはちょっと難しいのではないかとこのように考えておりました、そのあたりは十分に今後も社会福祉協議会と連携をしながら、社会福祉協議会も一部を受け止めていただけるような形に再構築をさせながら、移行というものを将来的には考えていくべきと思いますが、今の時点ではちょっと難しいかということでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

しかしながら、今後増大をいたします介護給付費あるいは医療費等を抑制をしてまいりますためには、更なる予防事業や健康教室、健康診断、高齢者サロンの開催等を強化・拡充をしながら、元気で健康な高齢者の増加あるいは健康寿命の延伸を図ることが最も本町にとっても大事なことであり、このように認識をさせていただいているところであります。

そのためには、地域におけるリーダー的な人材を育成し、高齢者の意識を変えていくことも必要でございます。役場関係課や地域福祉の担い手でございます社会福祉協議会あるいは地域の自治会、民生児童委員の皆様方との連携も深めながら、地域における高齢者の自主的な組織づくりや自立をいたしました運営に向けた取組みを役場としても支援してまいりたいと、このように考えているところであります。

また、もう一つの重要施策でございます高齢者の方の生きがい対策として、例えば林野資源を活用しました現金収入につながる事業の創設につきまして、関係部署に、今指示もさせていただいているところでございます。

私がお伺いをいたしますと7万、8万ぐらいな国民年金で生活をなさっている高齢者が非常に多いです。ここは、それだけではなかなか生活がおぼつかない、年金は下がる一方、年寄り死ねといふところと言われるぐらいに厳しい状況があることも事実でございます。元気な方はただ単に温水プールに行けとか、歩けとか、それだけでなく多少でも働いて現金収入を得られるような体制をつくるのが元気老人をつくるということにつながるし、介護予防にもつながっていくだろうとこのように考えまして指示も今しておりますし、検討を進めているところでございますし、よろしくお願いたします。

○3番（安部大助）

最初の日常生活支援総合事業に関する重要性については、私も町長と同じ認識だと思っております。今後、更なる重要のある事業になっていくのではと思っております。この団塊の世代の方々が75歳以上になる2025年に向けて、そこを目的地に構築を目指していくという答弁でしたが、29年4月から本町の場合でしたら新たな支援事業・総合事業を行ってい

くということですので、早い段階で構築に向けて作業をしていかなくてはいけないかと思っております。

2025年には、もうそうなっている状態で構築ではなくて、その前にもしっかりとサービスのケアシステムの構築は必要ではないかと思っております。そのへんの町長の考えをお聞きしたいと思います。

先ほどのケアシステム構築の中で、国が示しているのが今後介護だけではなく、洗濯・調理をといた生活支援サービスが大半を占めていくということが懸念をされているのですが、その中で重要になってくるのが訪問型のサービス、今でいうホームヘルパーです。そういう方々の人材をどう確保していくのか、これを行政としてどう体制をつくっていくのかというところを、このケアシステムの構築に向けて重要視するので取組んでいく中でホームヘルパーの人材育成の確保の考えを今一度お伺いいたしたいと思います。

それと同時に、先ほど質問の中で地域住民の方々も協力体制をつくっていかねばならないと質問したのですが、そのへんのことについても町長の考えをお伺いしたいと思います。

先ほど社会福祉協議会への移行は考えていないということであります。今の段階では、私も今の社会福祉協議会の業務量、人員体制について、今すぐ移行というのはなかなか難しいかなと思っております。

しかしながら、平成29年4月から新たな総合事業となって、しっかりとサービスを提供するためには社会福祉協議会の役割というのは本当に重要になってくると思います。包括支援センターの業務の中で専門性があるのは認識しているが、本来の社会福祉協議会の役割を考えた場合に社協にも専門知識のある方々を組織の中に入れて、今の包括支援センターと協力体制ができて移行できるような形にする。29年4月、その時期を目指して進めていくべきではないかと思っております。

社会福祉協議会にも年間5,000万円、町が支援というか支援金を出しております。そういった面も含めて、本来の社会福祉協議会の役割を考えた場合には、今のうちから社会福祉協議会をどう育てていくかというのも行政の大事な役割ではないかと思っております。そのへんについても今の町長の考えをお伺いいたします。この四点について再度質問いたします。

○番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほども言いますように2025年はまったなし、そういたしますと、来年、再来年から具体的にそれに向けた体制整備が絶対必要になってきます。2020年、2023年、2024年になって慌ててもどうすることもできま

せん。一気に増えてくる。

そういうような状況の中でどうするのかということでございますが、まずこの介護予防日常生活支援事業でございますが、先ほどもお話がありましたように訪問型でありますとか、通所型予防サービスというのは財源にこの介護保険料が充当されてまいります。

そういうことから、平成28年度中には隠岐広域連合でありますとか4か町村と調整をしていく必要があります。これには非常に大きな問題があって毎年グングン上っていく、ところが知夫のような所は保険料が上ってもそのサービスが受けられない状況がありまして、うちあたりがドンドン上ってくるとそれが全部しわ寄せとして受けようにも受けられない方のこともあるのですから、非常に心を痛める部分がございます。

そういったことで、統一した単価設定で行わざるを得ないという問題がありますが、しかし現状では難しい問題があります。参酌基準からいうとこれ以上、福祉施設を造るということもできません。そのこともありまして、私は合併をいたしまして、一時は西郷方式とかいってやっておりましたが、やっぱりうまくいかないということから地域交付金制度をつくりました。これも財源が非常に厳しくなるものですから、何割か負担をとということになったら「やめた。」とかいろいろ問題があって、新たにそれも制度改正もさせるように今指示しております。そういうことによりまして何とか地域と役場が連携をしながら“看取り”も含めて、自分の家で安心して生涯が暮らせていけるような体制をつくる必要がある。

以前にも言ったかと思いますが、島根県あたりでは、一時は町長、医者がないから我がまま言わないでくださいと言わんばかりに、いわゆる「国保診療所もやめて隠岐病院のサテライト病院にしていきましょうよ。というような言い方もあるんですが、それをするとうまくいきません。この島では、私は多少赤字になっても国保診療所はやめるべきではない。それも地域での、何とかいいますか総合的に高齢者の方々をどう守っていくかということでもあります。

そういう中で、二番目のホームヘルパーをどう育てていくか。これも今後、まだまだ拡大をしていかなければならない。社協あたりと連携をしながら社協の事業としてもそういうものを役場と一緒にやるような、社協でなくてはなりません。自治会組織とも町の保健・福祉、一緒に考えていかざるを得ないのではないかとこのように考えておりますが、先ほども言いますように、四番目の社協に即移行はできません。したいのですがなかなかできません。さりとて、260名いる職員を243名にまで下げないとやれませんよと言われても、簡単にこれ以上職員を減らすこともできない。集中と選択で、人事異動もそういうところに

拡大してやらんとならんということも分かりますが、これもなかなか問題でありまして。

今ご指摘のあるように、そういった役をするのが社会福祉協議会の仕事です。ちゃんと受け入れができるような体制に、これから役場も一緒になって作りあげていかななくてはならないかと私自身はこのように思っておりまして、そういう中で、地域でまだ介護保険を受けなくても何とか生活ができる方々にも、いわゆる「生きがい対策」の一環として、例えば今話題になっております「アカメガシワ」を乾燥してスポーツドリンクにする。非常に単価が高いそうです。この島にはたくさんあるそうですので、そういったものの有効活用を図ってあげばいい。

この前、新聞を見ておりましたら「クズ葉」を乾燥して粉末にして、それがまた役に立つというような、これからいろんなことを未利用資源の資源化を含めて考えていきながら島の人が元気に収入を多少でも得ながら生活ができることが、私は大事でないかと思っておりますので、答えになったかどうか分かりませんが、そういうことを今後、総合的に対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

○3番（安部大助）

今の答弁の中に、社協に対する考え方を伺えたのですが、一点再々質問させていただいたのが、私が生まれ育った千葉県我孫子市というところがあるのですが、ここは全国的にも福祉・地域福祉・高齢者福祉ともに先進地としてテレビ、新聞等に出ている自治体ですが、ここは隠岐の島町とまた違って行政が福祉全体のマネジメントをして、事業関係を社会福祉協議会が担っております。業務のほとんどが行政からの委託事業なのですが、その中で社会福祉協議会が他の民間の事業者との連携を図っている。

最初の質問で言いましたように、行政の業務のスリム化ということができまして、行政が今度は福祉をどうしていくのかというマネジメントがしやすくなっている環境がそこにはあると。社会福祉協議会も今度は民間の方々と連携を図りながら事業を行っているという。本当に役割がしっかりと明確されているという所なのですが。

本町に関しまして、2029年4月から新たな法改正が事業が展開されるこの機に、こういった構図といいますか、今はどっちかというところと包括支援センターの方々が、民間の方々と一緒に連携をしているのですが、行政・役場では人事異動とかありますし、人数にも限りがあるということですので、今後10年後、20年後の福祉を考えた時には、やはり行政、社協があり、その下に民間事業者という構図を目指していくべきではと思うのですが、そのへんの福祉に関しての“しくみ”について、2029年4月にまた新たになるが、町長の考えを最後にお

伺いしたいと思います。

○番外（ 町長 松田和久 ）

安部議員の再々質問にお答えいたしたいと思いますが、千葉県の我孫子市の「福祉のまち」、全国に名立たる場所であるということは承知をいたしておりますし、我孫子市の福祉の現状につきましては、お手紙や本も頂いたことがありまして「すごいな」というように思っております。規模も全然違う、機動力も違うこともありますが、それにしても社会福祉協議会という事業、役割は一体何かということを考えると。

これは社会福祉協議会が悪いのではなくて、今までそういう歴史をつくってきてしまったということではないかと思うのですが、じゃあこのままでいいかということそうではありません。

そこで、我孫子の真似は難しいとしても、やはり町がマネジメントをして即事業者ではなくて、その間に入ってスポークスマンの役を果たすのが社会福祉協議会の大きな意義ではないかと思っているのは私も一緒とは思いますが、それがきちっとできるようにするためにはもっともっと連携の強化も必要だと思いますし、町はもちろんですが、どうやって人材の確保をしていくのか。社会福祉協議会ももっともっと専門的な国家試験を受けて、資格を持っている人がずらっといて、ということにならなくなかなかうまくいかないのではという思いがあります。

そのあたりをどう改革していくかということは、即、私ども行政のスリム化や行革にもつながることでもありますのでそのあたりは改めて所管課の方とも相談をしながら、一度じっくりそういったことの見聞交換会をもたせるべきではないかと思ったりしておりますので、今後少し対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

○議長（ 高宮陽一 ）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

ただ今より、11時15分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時01分 ）

○議長（ 高宮陽一 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時15分 ）

一般質問を続けます。

次に、15番：福田 晃 議員

○15番（ 福 田 晃 ）

それでは一般質問を行います。

県道西郷・都万・郡線の都万地区内、波走洞門から都万方面に向けてのカーブが、冬季南西から北西の強風が吹いた時とか低気圧が通過時等に道路に波が打ち上げ、非常に危険であるということは町長も承知していることと思います。

ご案内のように、この道路は主に高校生、隠岐病院の診察に通う一畑バス、また歌木・蛸木・津戸方面から都万診療所に通うお年寄りの方の町営バス、また保育所・小中学校への通所・通学バス、都万地区から西郷方面への通勤、また西郷方面から仁万の里・広域連合・都万支所や、企業への通勤者等にとって唯一の道路といっても過言ではないと思います。

以前から強風の時に波しぶきが上がることがあったが、ここ数年前から、地球温暖化のせいか、海底の砂の移動により浅くなったのが原因なのかが私には不明ですが、最近ではしぶきではなく、波が打ち上げられることが多々あります。

西郷方面から都万へ向かっている時、波が上がると運転者はどうしても波を避け反対車線へ寄ることが多く、また悪いことに急なカーブとなっているので見通しが悪く、いつ事故が起きても不思議ではないと思われるのが現状です。

この道路は県道ではありますが、波打ち上げの原因は私は都万漁港の未整備にあると思います。

町長、町管理の都万漁港に早急に対策を講じ、交通事故をなくし、町民の生命を守るべきと思うが町長の考えを伺います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただ今の、福田議員のご質問にお答えをいたします。

「都万漁港内における県道西郷都万郡線の越波対策を早急に講じるべき」とのご質問でございますが、当該路線におきまして荒天時、特に冬季の強風等により越波が発生し、通行される皆様方にご心配をおかけしておりますことは、議員ご指摘のとおりでございます。

私といたしましても、早期の対策が必要であると認識をいたしております。当該路線の管理者でございます島根県におきましては、現在、ご指摘の区間の越波対策を検討しているところであります。

今後、都万漁港を管理をいたしております本町といたしましても、島根県の担当部署との調整を図りながら、抜本的な越波対策を講じていきたいと考えておりまして、まずは、対策

工事を検討してまいりますために必要な現況調査を早期に実施する予定でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○15番（ 福 田 晃 ）

再質問をさせていただきます。

町長の答弁は、「早期の対策が必要と認識をしている。」と言われておりますが、私は対応が遅れているというように思われます。

現況調査を早期に実施すると言われておりますが、隠岐の島町内への通学バス等が通過する道路としてはもっとも危険なこの箇所の抜本的な対策を実施するのはいつ頃になる予定ですか。また、町長は担当部署との調整を図りながらと言っておりますが、町管理の都万漁港の整備に県は具体的にどのように関わってくれると考えておりますか。お伺いします。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

福田議員の再質問にお答えをいたします。私は合併をいたしましてからよく現場も見させてもらっておりますし、一番きつとおっしゃいましたが、私が今まで見てきた限りでは蔵田に行く道は裏が厳しいですし道路も狭いというところもありまして、何かがあった時にはまったく孤立してしまうということから、ややもするとうちの職員は「そげなことは地元から要望はありません。」というような職員がおりましたが、違う。“まるい輪の中・こころ行き交う・やすらぎのまち”どこにいても安心して生活できる環境をつくるのが大事ではないかということから、こちらから提案して造ったのがあの階段道路です。途中まで車で上れます。それは完成いたしました。それでも問題があるのが、あそこも通学路であります。少し波が立つと潮が車にかかります。私も経験をいたしました。それから、都万の洞門の所も広域連合の会に行きましたところ、帰りに“ドン”と車の上から音がする、それは波で。今おっしゃるように決してオーバーな話でないことは、私も承知しております。

3日の議会が午前中に終りまして、昼からちょうど西風強風の強い日でしたので改めて洞門と蔵田を見ましたが、やはり蔵田は凄いです。あの風は、蔵田は大変でした。農林課長と一緒にしてもらったのですが、都万は風がちょっと違ったのかそうまでではございませんでした。それでも潮の泡が上ってくる。今津の漁港が前に防波堤をやったらそこに波が当たってそれが西風になって潮の泡が集落の方に入り込んできて、やったことが本当に良いですかというようなことも前にありました。ですので、そのあたりは、今後、県と十分に相談をしながら漁港整備はどの辺に、どういう形ですれば集落全体が良くなるのかということも今後検討する必要があります。

蔵田の方は、栈橋を少し延ばしてテトラをやったために今度は潮が湧いてきて砂がもの凄く上がるようになってきたと言われております。そういうこともありますので、これは風の時に海底の海流がどのような形でどうなるかを、一年かけて今調査をしております、都万についても調査をする必要があります。前に話があった時には、あれを解消するためには前にちょっとした防波堤をやって土を入れて、あそこは松林か林にすれば良いことないかという話を私は聞いておりますが、それもしておりません。今回、要望が出ましたので改めて検討も相談も早急にさせていただきたいと思っております。

いつ頃までにとということについては、まだそれについては協議をしておりますが漁港の整備、県道の整備も併せて、県道についてはもう県管理でその話はしておりますので、今後強く要望してできるだけ早くということですが、漁港については調査をした上で十分に検討をしてやらないと、また二次のそういった問題が出てくる可能性もあると思っておりますので、まず調査をしっかりするように要請をしていきたいとこのように考えております。

○15番（ 福 田 晃 ）

町長の答弁はあっち飛び、こっち飛びして。私は蔵田の道路等のことは認識はしておりますが、今日聞いているのは波走洞門から先のことを聞いているわけで、どうも聞いていたらあっち飛び、こっち飛びして。再々質問はせんでもいいかと思っていたのに。

いつになるか分からんというような、調査はすると言われたですが。県の担当部署と調整を図りながら検討すると言われた。都万漁港の整備に県は具体的にどのように関わってくると考えていることを、再々質問でひとつ答弁をお願いいたします。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再々質問にお答えをいたします。

越波対策なんかどうでもいいじゃなくて、本当にキツイ所からやっているということをお願いしたかっただけで、あっち飛びこっち飛びしているつもりはありません。

このことについても、今、山側の崖整備を県道西郷都万郡線をやっておるそうですが、これが今年度で終わる。来年度にこの海岸側を整備に向けて調査をするということでございます。調査が完了すれば再来年に実施をするということだそうです。

越波対策としての、漁港整備についても来年町で調査をして、結果を見ながら進めたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（ 高 宮 陽 一 ）

以上で、福田 晃議員の一般質問を終ります。

次に、8番：小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

通告に基づきまして質問したいと思います。

私は“まちづくり”と、循環道路の整備促進について三点ほど。

始めに「総合戦略」の中で、隠岐の島町の新たなロゴマークとといいますか、新たな言葉を語る考えはないかということと、島内の循環道路の全線を片側一車線で整備する計画があるのかということと、国道・県道の現在の実施状況と今後の整備計画・予算獲得についてどう町は対応をしていくかという三点についてご質問いたします。

合併時の「新町建設計画」では“新しきに挑戦する島の新生”ということで4本の矢、いわゆる4町村が一本にまとまり、より強力なパワーで観光を基軸に地域振興を図ることとし、各地域の特性を生かしたゾーン整備を行い、環日本海の拠点としての島後を意識し、国際社会にも目を向けた新生島後の挑戦を開始する。離島のもつ隔絶性を逆手に取って、国境にある島としてその役割と機能を明確にし、全国に情報発信を行うなど、個性化による新たな交流を生み出し自立的発展を目指すとあります。

気迫を感じさせるような考え方を背景に、現在隠岐の島町でも町の生き残りをかけて、さまざまな地域づくりに取り組んでいるところですが、ご承知のように地域づくりの基本は自給、すなわち循環と交流だということでございます。外から買うものを減らし、自給度を高めること、それが地域の自立度を高める大道といわれます。「自給自足」、それが工夫次第でできる島であると、以前に再三松田町長は申しておりました。

金や物が地域内で循環する割合が大きければ、今回のTPPの対応も含めて島での“あたりまえ”の暮らしにつながります。とは言っても他に流出する分の金は外から稼ぐことになります。人の交流を太くして観光を基軸にその道を探っているのが、今の隠岐の島町の現状かと認識をいたしております。

今回の総合戦略では町民の意識改革と人口1万人維持を掲げております。

ある人は、数字よりか言葉のほうが大切でないかといいます。地域づくりはまず志であり、それは言葉で表現されるものです。数字は量ですので、言葉は質を表します。質を考え、方向を定めた上で初めて量が問われることとなります。だから言葉ありきでなくてはならないと言っておりますが、自分の町を表現した、『あたり前が普通にあるまち』これは福井県の池田町という所です。『ないものはない』島根県の海士町です。『までいライフ』福島県飯舘村がこういう言葉を言っております。まずそうした言葉で語ることから隠岐の島町も始めたら

と考えますが、確かに「まるい輪の中・・・」も素晴らしい言葉でございますが、やや内向きな気がします。総合戦略になるロゴマークがほしいのですが、そうした考えはないのかお伺いいたします。

飯舘村の今は人が住めなくなっておりますが、「までい」というのは地方の方言で、丁寧に心を込めて、あるいは手間暇惜しまずつつましくという意味だそうでございます。

次に、「隠岐の島町過疎自立促進計画」で道路の対策では、道路交通網の整備充実は住民生活の利便性向上や地域産業の発展あるいは地域間の連携、交流を円滑にし、本町の一体化を推進するにも有効な手段である。本町では、生活圏の拡大と今後の一体的発展に対応するため、本町の中心地と各地域の中心地が20分以内で、それぞれの地域中心地間30分以内で到達できる交通体系の確立を目指し、国・県に対して一般国道485号及び町内循環する主要地方道の整備を要望するとともに、これに連結する生活路線の改良を行い、道路交通の安全円滑化を図るとあります。

国防・災害対策・地域間交流や観光振興等考えれば、島内循環の道路を片側1車線で全線整備すべきと考えます。そうした考えがあるのかお伺いします。

次に、現在国道・県道の整備がそれぞれ実施されております。その実施状況と今後の整備計画について年度を含めお伺いします。併せて、それらの事業や予算獲得をどういう具合に町として対応をしているかをお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の小野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の「隠岐の島町を言葉で語る考えはないか」についてのご質問をいただきましたが、平成16年に4か町村が合併し、新生「隠岐の島町」がスタートいたしました。そして自主・自立の町を目指してさまざまな施策を展開してまいりましたことは、議員仰せのとおりでございます。

また、ご指摘の地域づくりは“志”であり、それは言葉で表現されるもので言葉は“質”であり、その“質”を考え、方向性を定めるべきというお考えで「隠岐の島町を表す言葉で語る考えはないか」ということではないかと思いますが、他市町村のようなキャッチコピーを作ろうというような話はございません。

しかしながら、合併時に新町建設計画の中にあります「隠岐の島町まちづくり計画」を基に、「隠岐の島町総合振興計画」が策定され現在に至っておるところでございますが、ここに掲げてありますのが“まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち”でございます。平成16

年10月合併をいたしまして、3町の村長さんが引かれる時に「お前に託したいことがある。それは西郷一人勝ちの“まちづくり”は絶対に避けてくれ。4つの町、村が均衡ある発展を遂げられるように約束してもらって、君に託す。」と言われて、私はお受けをしたそのことは忘れてはおりません。絶えず課長会でもいいます“まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち”どこにいてもということで、いろいろ取組みをさせていただいたわけでございます。私には大切な言葉として認識をさせていただいてきたところであります。

町民の皆さんのみならず、島外から本町を訪れます方々が都市圏での生活環境とは違い、恵まれた自然環境の中で人と自然が共存するここに住んでみたい、そう感じられるような魅力をもった地域づくり、そして若い人たちが、ここで仕事をし、ここで子育てをし、ここに長く住み続けたいと思うような“まちづくり”を目指すことを念頭に、本町が将来目指すべき姿を表現したのがこの“まるい輪の中”ではないかと思っておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

次に、二点目の「片側1車線で全線島内循環道路の計画があるか」つまり2車線道路を基本とすべきでないか、そのことが国防上の上からもいろいろな意味からも大事ではないかというご質問であったかと思っておりますが、島内を循環をいたします国道は全線2車線改良を今進めていますが、主要地方道であります西郷都万郡線及び西郷布施線の一部区間については、1.5車線改良の計画となっております、2車線が可能な地域は、そんなにお金をかけなくても2車線になるところは原則として確保するように県もやっておりますし、そのことについては今後も要望してまいりたいと思っております。ただ、地勢上どうしてもなかなか難しいという所については1.5車線ということでございます。

次に、三点目の「国道及び県道の整備状況と今後の整備計画」についてでございます、国道485号は現在ご案内のように西村工区の2車線改良に取り組んでおります。今後も西村から伊後の区間につきまして、2車線改良をまだまだこれから進めていくということでございます。

主要地方道であります西郷都万郡線につきましては、大津久工区が今年度完了をいたしまして、引き続き、那久工区、これは計画によりますと稜線をそのまま、今の現道でなくて下って行って浜那久の所で三叉路になっておりますが、あそこが十字路になってくるという計画のようでしたが、今後それを進めていくということでございます。

主要地方道西郷布施線につきましては、釜地区までの改良がおおむね完了いたしまして、釜の大きなカーブの所の裏側を通過するというので今やっております、今後またその整備

が進められていくということでございます。

それから、一般県道であります中村津戸港線でございますが、中村から原田間はすでに改良済みで2車線になっておりますが、原田蔵見橋交差点が来年度中には完了予定でございます。来年の夏には新交差点に切り替わり、引き続き都万方面に向けて改良していくということで、今年度予算要望をいたしまして、土木部長の話では皆市の入口から取りあえず歌木までを調査費を付けるということで約束をいただいております。約束がなされて、この調査をいたしますと一般県道であつてもちゃんと予算が付いてくるということであります。主要地方道になれば黙っていてもお金が付くのですが、一般県道の場合には理屈がないとお金が付かないということですが、これは隠岐病院をつくって、都万西部の方はまだ救急車が43分かかる、何とか20分足らずでそちらから行くためにも早く整備が必要であるということで、今お願いをいたしておりまして来年度はそういった理由ならよく分かりましたということで調査費が付いてくるということが約束をされております。

今年度は4億強の予算が付いて整備が今進められていることをご理解いただきたいと思います。引き続き、都万方面に向け改良してまいります。

最後に、「予算獲得等」のご質問につきましては、県の関係部局への要望や国への予算確保の要望など積極的に行っておりまして、「安全・安心のまちづくり協議会」をつくって、そちらで急を要するものからということで一緒に県の方へ出向いて要望活動を今いたしておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

〇8番（小野昌士）

再質問をいたします。

確かに、この「まるい輪の中」というのは素晴らしいことでございますが、今回の総合戦略で外に発信できる言葉をとって質問したわけでございますが、総合戦略ですので“戦略”というのは敵は誰か、敵の強みや弱みはどうかを見極めて攻略を練るということですので、対局を見誤らないでいかに隠岐の島町の人口を維持できるかということで、戦略を練っているところでございまして、期待をして見ているわけでございますが。

先般、出雲に脳ドックに行った時に、出雲の駅前のアルファ1に泊まりましてその食堂兼海鮮居酒屋「丸善水産」で食事をしましたが、その店の入り口に大きな看板がありまして、そこに“ないものはない”という大きなポスターが貼ってありました。多分この居酒屋はチェーン店でございまして米子や松江にも当然貼ってあると思っております。中四国の居酒屋にはほとんど貼ってあませんか、そこまでは聞いておりませんが。

海士町に聞きますと、居酒屋とか寿司屋に「イワガキ」をお願いして入れている。また、東京の大きな居酒屋にも出しているそうですので、そこらにも“ないものはない”が貼ってあるのではと思います。海士町の真似はせんでもいいですが、隠岐の島町も“まち”の宣伝になるぐらいな言葉が発信できないかというので言ったところでございます。

先般、中町の自治会の人と懇談会をもちましたときに、中町の自治会長さんが「円より縁」ということで地域づくりを一生懸命頑張っているというようなことを言っておりました。

何れにしても“戦略”でございますので、私いつも見てますが新しくできた店の裏に「徹底！他店対抗」という言葉が大きく貼ってあります。やはり、「徹底！他町対抗」の意気込みで果敢に行動して、言葉を発せるぐらいの気持ちで多くの交付金を勝ち取る意気込みがあるのかどうか、再度質問をしたいと思います。

次に、島内循環県道改良の件ですが、詳しくご説明をいただきありがとうございます。ご承知のように、町長も後少しの任期であります。我々議員も1年少しでございます。議会での議論や予算配分がその後どうなったのか、議会や議員のあり方も含め確認する時期にもきております。そうした意味も含めまして再質問をいたします。

私は平成18年3月の議会で、同じ県道の質問をしております。その際、大久の中学一年生の「限界集落の問題点」という作文を読ませていただき、地域を孤立させないためにも県道大久工区と都万の那久線が一番遅れている。是非、「松田町長任期中に形にしてください」ところ訴えてきたつもりでございます。それから早いもので10年経ちました。

おかげで、県道も事業が計画的に進行してきております。ただ、今のペースで道が完成するまでに那久や大久の集落が維持できるのかどうか。現状ではかなり厳しくなってきましたかと思われまます。国も補正予算いろいろ騒いでおりますので、是非この増額予算に努力をしていただき、1年でも早く大久・那久に届くようにしてほしいと思っております。

循環道の目標は、基本的には2車線で島を一周できるのがベターでございます。観光も最近日は日帰りのことも言われます。また、先般、同僚議員が「サイクリングロード」のことも質問がされました。国境の離島でございますので、国防もある程度配慮する必要もあります。少なくとも普通車が安心して行き交う道が必要ではないかと思っておりますので、町長の循環道の考え方を再度確認したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○番外（町長 松田和久）

小野議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

“まち”をイメージする、そして戦略的な、前向きなキャッチコピーを作って頑張ってい

く覚悟はないか、という質問が一点、もう一つは道路予算獲得の件だと思いますが。まず、キャッチコピーにつきましては、海士町は『ないものはない』ということですが、そのことでうちも対抗して作ろうではないかというようなことは、今まであまり課長会でもございませんでした。

私は旧町時代に企画課の時代が長かったわけですが、別に役場で決めたわけではありませんが、その時から私の名刺には必ず「日本海の楽園」と。そういった隠岐は関東・関西の奥座敷として素晴らしい所なんだということを訴えるために、こういうことを書いております。これはどういうことかと言いますと、東京に行っても学生時代はもちろんでしたが今でも“隠岐”と言ったら「それはどこですか。」と言われる方が多かったです。そこで企画で“まちづくり”をする傍ら、その“隠岐”はどこにあるかということで「日本海」ですと、島根県の山陰沖海岸にあるんだということで「日本海の楽園」という言葉を使っておりましたが、これは別に町が作ったものでも何でもありません。自分はそういう“まちづくり”に努めたいということですとそれ以来書かせてもらっておりますが、残念ながらキャッチコピーについては今のところ議論はありませんので、即、作るという話はございませんと申し上げましたが、おっしゃっていることはよく分かりますし、今度の総合戦略についても外向けに挑戦していくという姿勢も大事ではと思いますので、これについていかにあるべきかは課長会で改めて検討させてみたいなと思っていることを申し伝えておきたいと思えます。

次に、予算の県道なり国道の予算獲得の話ですが、実は国も県も1兆円からの借金を抱えて非常に厳しい財政状況でなかなか思うように予算を付けてくださっていません。特に都万の西部、釜屋から向こう油井、蔵田の方に住んでおられる方につきましては、まだ未だに隠岐病院に行くのに加茂のトンネルをくぐって42、3分かかって救急車が行くような状態であることは広域連合長をしておりますので十分承知はしております。

そのことで、平成19年に病院を造るまでに何とかしてくれということをお願いをしてきましたが、やっと一昨年整備費がついて今かかっているというのが実態でございます。

「限界集落」の作文は読ませていただいております、大久までは何とか早い機会には進むのですが、言われるようにこんな“とろくさい”ことでは本当に限界集落になってしまうじゃないかという危機感はもちろんございますので。

今年度の当初予算が税収ベース、国税が54兆5,000億程度だったです。“アベノミクス”か知りませんが、これが56兆円台に決算ベースではなっていくということで、来年度は56兆5,000

億円を超えるような財政の中での税収ではないかというように言われております。そして、地方についても国税が地方税に替ってそれが交付税にも跳ね変えるようなことをさせるべきだということが、今国会で、国で議論されていることも承知しておりますし、そういうことを踏まえれば少なくとも国境離島である隠岐の道路整備についてはもう少し早いペースでやるべきだということを、改めて訴えていきたいとこのように思いますので、よろしく願いをして答弁に代えたいと思います。

○8番（小野昌士）

再々質問はいたしません、最後にいわゆる予算獲得について今までの経緯から大体、年に1回関係者が島根県に行ってお願いをするという形じゃないかというふうに聞いておりますが、ご承知のようにそれぞれの地域が競争ぐらいになっておりますので、やはり盆、暮れ2回ぐらいはお願いに行かなくてはと思います。

考えて見ますと、今隠岐の島で事業所が51社、公共事業の。大体、働き場としても確か15.4パーセントぐらいでサービス業の次ぐらいじゃないかと思っております。そうした認識は町長の方でしっかり分かっていると思いますが、議会は議会として陳情等に支援も行きっていると思いますので、熱意をもって事業予算獲得に対応してほしく希望して終わります。

○議長（高宮陽一）

以上で、小野昌士議員の一般質問を終わります。

ただ今から、13時30分まで休憩いたします。

（本会議休憩宣告 11時57分）

○議長（高宮陽一）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 13時30分）

一般質問を続けます。

次に、7番：齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

それでは、通告にしたがいまして私の一般質問をさせていただきます。

路線バスについてですが、昨年9月定例会で私は「スクールバス利用を含めた交通体制の見直し」について一般質問をいたしました。その質疑の中で町の方針を示し、地域公共交通会議に諮問して答申を得るのが本来の姿ではないかと質しました。町長は、「次からはいろいろな問題を提起しながら交通会議に諮問をして、あるべき方向を出してもらおうという形にし

ていきたい。」と答弁されました。

地域公共交通会議は年2回開催されています。26年下期からこれまでの諮問と答申の内容を説明していただきながら、その上で路線バスの運行の基本的な町長の考えを示して下さい。

質問2項目です。平成7年路線バス事業からの撤退の方針を受け、当時の島後4町村が財政支援をすることを条件に、隠岐一畑交通株式会社に路線バス運行をお願いしたという経緯は町長からもお聞きして、私も十分承知しております。

しかしあれから20年、町村合併からも11年が過ぎて、人口も減少し、高齢化が進んでおります。社会状況も変化をしております。そのような中で、この4年間でも路線バス赤字の補填として3,500万円を隠岐一畑交通に助成し続け、約2,000万円の借金をして毎年1台ずつ低床バスを購入し無償で隠岐一畑交通に貸し与えております。21年の場合は執行されてないことは承知してますが。この4年間、年間約5,500万円を導入して、そのことによって路線バスは維持されていると思います。維持されているのです。町の財政面からも今見直しを検討すべきではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の齋藤幸廣議員のご質問にお答えいたします。

分割質問一点目の「路線バスについて」ご説明を申し上げます。

一点目の「路線バス運行の基本方針について」のご質問でございますが、地域公共交通会議につきましては、今年2月、5月、10月にそれぞれ開催をいたしてございまして、2月というのは前年度でございますが、現状の各路線の運行状況の確認を行い、各地域からあがっております要望とか実情を把握しながら、また、隠岐病院のバス停での利用者への聞き取り調査も実施をさせていただき、ダイヤの見直し等を行ってまいってきたところであります。具体的には、町営バス五箇循環線の増便、都万西部線の運行ダイヤ変更、あるいは買物弱者対策としての路線バス循環線の運行にも着手をさせていただいたところでございます。更に、デマンドタクシーの利便性向上といたしまして、発着場所でありますとか発着時間の見直しを図るための調査・検討も進めてまいりました。

これらを踏まえまして、町民の皆さまにとりまして利便性が高く、必要不可欠な交通手段が路線バスと認識をいたしてございまして、限りある貴重な財源を投入する事業でございますので、更なる利便性を追求し、経費の節減にも努めながら受託事業者の努力も含め、利用しやすいバス路線を目指し、改善を図っていかねばならないと考えているところでございます。

二点目の「路線バスに係る財政負担から見直しを検討するべきではないのか」、青天井でいくらかでも伸びる傾向にあるのではないかというご質問でございますが、人口減少でありますとか非常に高齢化が進んでまいります中、今後の運行にあたりましては現状の把握と将来の展望に更に立ち、路線やダイヤ運行手段の見直しも必要であるとおのうに考えております。

今後も、利便性を高めながら、経費節減を図るといふことを大前提におき、改善を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようによろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今の町長の答弁の中で、私が疑問に思つたことを中心に質問をしていきます。

路線バスの運行の基本方針については、地域公共交通会議で現状の各路線の運行状況の確認を行い、各地域から上つてゐる要望や実情を把握し云々と述べられました。確かに地域公共交通会議では、27年2月17日に協議事項の中に、各路線バスの乗車人数の状況を確認したいといふことが、これは諮問といつていいですかね。議題、協議の中で町の方から提示されておりますが、しかしその時の公共交通会議での資料を見ると、記されてゐるのが年間の乗車人数しか出ておりませんでした。これは細かいことですので、質問はしますが答えるべきところはこういう細かいところではなくて結構ですので。

その後27年5月の資料では、路線便ごとに乗車人数の延べ人数が出されたようでございますが、各路線の各便の停留所ごとの乗車人数は会議の中で協議がされてないようでした。

そこで私は、延べ人数といふのが少し分からないかも知れませんが、利用した全ての人数ですので各停留所ごとの人数といふものが示されていなかったわけでありませう。それを把握するといふのが路線バスの問題を考える上で、一番重要なことであると思ひまして、そこで私は路線の各便ごとの利用者の延べ人数の多い便に乗ってみました。中村線の始発、都万線の始発、五箇線の第2便、五箇の第1便は少ないそうですので。そして停留所ごとで乗車人数がどういふふうに変化していくか調べたのですが、その便ごとに一番多かつたのが中村線では隠岐病院で9人といふ乗客でした。都万線では南中で9人、それと五箇線の第2便では隠岐病院で6人といふ状況でした。この路線ごとの、停留所ごとで一番多いのは9人で10人に達してないといふ状況だったので。

昨年9月の議会では、10年後の人口減少に伴う利用減を考えると、乗車定員33人の低床バスは大きすぎるのではないかと質問したのですが、既に現段階でも大きすぎたのです。地域公共交通会議に出された資料を本当に詳細に検討すれば、推測できたことなのです。私もそこで詳細に見てなかつたもので、今回一般質問をするにあたって調べてみたところ、それは推測で

きる数字なのです。隠岐一畑交通株式会社は既にこのことを承知していたはずなのです。資料がありますから。

こういうことを考えた場合に、私は隠岐一畑交通について何と申しますか、善意の一寸片らもないという表現をさせてもらいますけども、そういうことを感じざるを得ませんでした。

それらのことを考えると、地域公共交通会議での協議・答申には限界があり、それを基に路線バスの基本方針を述べることには疑問を抱かざるを得ませんでした。町長はどう考えておられるのでしょうか。

2番目の路線バスの利用者は、地域公共交通会議の資料からもこの4年間でどんどん減少しております。町長は「人口減少や高齢化が進む中、今後の運行にあたりましては現状の把握と将来展望に立ち、路線やダイヤ・運行手段についても見直しが必要だと考えております。」と答弁されましたが、地方交付税の一本算定化を視野に行財政改革に全庁あげて取り組んでいるこのような状況の中で、路線バスの運行についても、町長は早急にとというよりも、今決断すべきと考えますが、町長に再度考え方を伺います。

○番外（町長 松田和久）

齋藤幸廣議員の分割質問一点目の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

私は、かねがね申し上げておりますように地域公共交通会議はそのためにあると私は思っておりますので、そこでしっかり調査されて、そのことが次の改善につながるべきであるという位置づけをしてまいりました。

今仰せのようなことが事実であるとすれば、これは公共交通会議が機能していないと言わざるを得ないということになってしまうわけでありますが、今まではそういうことではなくて、私に代りまして皆さんが現状を十分に分析し、調査をされて会議が開催されると思っておりますし、今もそうじゃないかと思っておりますが、そういうことでなくてということになれば、午前中にも話したように第3次の行政改革をやらなくてはならない。それもこれ以上、職員を減らすようなことになると職員のメンタルケアを必要とするのがたくさん出てくる、どうしたらいいのか、役場の行革そのものは徹底的にやってきておりますので、本当におっしゃるようなそれが実態に即してない、機能していないということになれば問題だと思っております。せっかく、そういうようなご指摘をいただきましたので、実態がどうなのかをもう一度、地域公共交通会議の実態はどうなっているのか、各路線別に便ごとに乗車人数はどうなっているか。

今おっしゃるように9人が最高で10人未満ですよというような時に、あの30人乗りのバスを

走らせることの意義はあるのかと。まさにお金を焚いて落としてもらっているようなバスになっているとすれば、それは問題であると言わざるを得ません。

十分に協議をさせていただきながら、そういった方向でなくて本当に高齢化して困っている皆さん方々の足となるような便はいかなるものかということ再度検討させて、それが実態に即してないということになれば、早急に改善を図らせてまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思っております。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

再々質問いたします。

そういう実態を把握していなかったというふうに言われましたが、町長として、実態把握も含めて行うのが仕事でないかと思いますが。今そういうことですので、早急に実態を把握して、早急な決断をすべきことと思いますが。実態把握あるいは判断、いつ頃までになされるかということを一言お聞かせ願いたい。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再々質問にお答えをいたします。

午前中にも申し上げましたように、今、高齢化社会を向えて地域が本当に求めておりますのは現場主義、即決主義だと思っております。

そういうことが本当にあるとすれば、私自らも所管課長と一緒に実態を、早急に把握を試みたいと思います。その上で、実態がどうなのかという中で、これは臨時でも何でもいいですから地域公共交通会議を開催させていただきたいと思っております。

○7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

臨時でもいいから地域公共交通会議を開いて早急に検討するということですので、本当に早急に取組んでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

宿泊施設について、これは先日の「子ども議会」でも町長が述べられたように、観光客を中心とした交流人口は着実に増加しています。その中でも個人客の割合が圧倒的に高くなっています。来島した観光客がまた来たいと思うような、“もてなし”が今求められています。

全国の市町村が同じように取組んでいます。地域間競争は激しいのです。しかし、我が町には早急に解決しなければならない課題があります。

まず、一点目ですが6月議会で株式会社あいらんどについて町長は「廃業も含めていかにあるべきか、そのあと、この施設をどうやって宿泊施設として継続させていくか検討を早く

すべきだと考えております。」と答弁されました。検討の結果を伺います。

宿泊施設の受け入れ客数増の必要性についても言及されていました。同感ですが財政負担なしに、今の施設で十分可能と考えておられるのか。ソフト面も含めて町長のお考えをお聞きいたします。

共立メンテナンスに委託している「ホテルMIYABI」の食事の問題は、私たちも既に承知しています。宿泊客の評判も同じです。先日松江のグループ10数名が2泊目に「MIYABI」を利用されたときの食事の感想を聞いたのですが、非常に手厳しいものでした。団体客がいないときには“火が消えたような”状態ですが、経営はどうなっていますか。併せて町の対応を伺います。

○番外（町長 松田和久）

分割質問二点目の「宿泊施設について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、一点目の「株式会社あいらんどが管理をする観光宿泊施設の運営について」でございますが、現在、庁内に「運営検討委員会」を設置し、今まさに検討を重ねている最中ですが、現段階では検討結果をお知らせするまでには至っておりません。これは旧4か町村時代に、すでに五箇・都万・布施で立ち上げた施設の合同体が、今の株式会社あいらんどであります。長い歴史もありますし、ここまで地域貢献に携わってきた施設であることも、もちろんご承知のとおりでございますが、そう簡単に右から左に結論が出るべきものでないことも是非ご理解をいただきたいと思っております。

株式会社あいらんどは、今年度に入りまして業績は少し改善はしてきているものの、抜本的に見直さなければ運営はできないとこのように考えておりますので、方向性が定まりましたら議会への報告を行い、施設の適切な管理体制の確立を図りたいと存じますので、今しばらくお待ちをいただきますようご理解をお願いいたします。

次に、二点目の「宿泊施設の受入れ客数増の必要性と財政負担について」のご質問でございますが、隠岐世界ジオパーク認定の影響を受けた観光客数の増加や個室志向のお客様の増加により、今年度、本町では宿泊予約が取りにくい状況が多く見られるようになってきております。今後、交流人口の更なる拡大を目指す本町にとりましては、宿泊施設の維持は大きな課題であると考えております。

近年、食事のメニュー開発やマナー向上、外国語対策等のソフト事業の支援は、行政や商工会、観光協会も行っておりますが、町内の宿泊施設は、経営者の高齢化や後継者問題を抱える一方、消防法でありますとか食品衛生法などクリアしなければならないそういったハー

ド面の問題も大きく、残念ながら廃業を考えざるを得ないとする業者の多くの方の声も寄せられるようになっております。

今後、施設を維持・継続してまいりますためのトイレや厨房、消防設備の改修費等の施設改修等のハード面の支援につきましても、町といたしまして、何らかの支援が必要であるのではないかと考えておまして、現在、島根県とも連携し有利な制度を模索しながら、早急に実施するよう、今、検討を進めさせていただいているところでございます。

三点目の「ホテルMIYABIの経営」に関するご質問でございますが、ホテルMIYABIはリニューアルオープン後、皆様方の期待に応えるべく懸命に取り組んでおまして、たくさんのお客様にご利用いただいておりますが、利用者の方々から厳しいご意見が役場にも残念ながら届くことがございまして、その都度、経営者に対し苦情の内容を詳しく伝え、改善を図るよう求めてきたところでございますので、これについてもご理解を賜りたいと思います。

なお、経営状況でございますが、現在のところ特に問題はないというような報告を受けているところであります。たしかに悪い、悪い、という評判はあるかも知れませんが、なかには非常に良かったという利用者の方の声があるということも聞いて、少しほっとしているところですが、それが全てではないということも承知はしているつもりでございます。

今後、そういった食事のもてなしを始め、接客等のサービスにつきましても、ご利用される皆様に喜ばれるように精一杯指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

〇7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

再質問いたします。

宿泊施設の中で、一番目の株式会社あいらんどの検討結果についてですが、まだ検討中だということですが、あいらんどは町長が6月議会で言われたように、「新たな財政支援をしない。」というのであれば解散・清算の道しかないのであります。ですから、今検討されているのは、その後の手続き等、あるいは宿泊施設をどう維持し、経営母体をどう立ち上げていくということだろうと思うのですがそれで間違いございませんか。

また、受け入れ可能客数対策についても述べられましたが、これについては非常に厳しい状況にある、予約がとれないというような状況の中で、町の支援も必要であるということですが、今の財政状況の中では厳しい状況ですので、そこらのことをどう考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

ホテルMIYABIの経営状況についてですが、平成26年6月27日の全協で運営計画、リニューアル

ルオープン整備費用、これは1,188万円ぐらいの数字と、もうひとつ44万円ぐらいの、これは共立メンテナンスが負担するのが望ましい数字ですが、これだけの経費をかけてリニューアルオープンするんだという報告がなされて以来、正式な全協での報告はありません。その間、議会でもいろいろな利用されたときの料理、接客マナーについても指摘があり、ホテル側にはその都度伝えているということではありましたが、改善されたとは言い難い状況であります。

そこで、質問ですが、経営状態について問題がないという報告があったとのことですが、この報告の内容・検証等が示されておりませんが、非常に重要なことだと思います。報告の内容について検討されたかということについて、お答えをいただきたいと思うのですが。その上で、今、町長の答弁にもありましたように、個室志向のお客様の増加によりということもあります。

ホテルMIYABIの場合は、そういうお客様の要望に十分応えられるという施設の状況がなっていないというように考えられますけども、そういうことも含めて、今、FDAのお客様などもこのホテルを利用されていることがあるわけですね。これらのお客様の“もてなし”についての要求度は非常に高い客層であるというふうに考えられますけれども。他にもこのホテルMIYABIを利用された方々もたくさんおられると思います。

その中で、食事・接客マナーとかいうようなものに対する悪印象を持って帰られた場合、それが例えばネット上に掲載された時のことを考えると、将来において非常に経営上のマイナスになると考えておかないと、これは十分可能性としてあるわけですのでそういうことも踏まえた上で、町長はホテルMIYABIに対してどうされるのかということ、今一度お聞かせ願いたいと思います。

○番外（町長 松田和久）

齋藤議員の分割質問二点目の再質問について、お答えをいたしたいと思います。

まず、一点目は株式会社あいらんどの運営検討委員会の関係でございますが、今、組織は会計管理者あるいは総務課長以下6名の委員で構成をさせてもらっておりまして、事務局は観光課で対応をさせてもらっております。

第1回目が今年の9月30日、2回目が10月14日、3回目が先月11月2日ございまして、施設の概要でありますとか運営の状況確認、あいらんどの役員との意見交換、あるいは指定管理料についての検討、本当に現状が適正かどうかということも含めて検討を進めてまいりました。

そしてまた、今後、経営改善を図るためにはどうあるべきかについても検討をいたしてお

りまして、以前にも申しましたように、本当に機能しないならむしろ閉鎖も含めて検討せざるを得ないということで検討をさせてまいってきておりまして、施設の売却についていかなものか、じゃあ新たな運営方法はどうしたらいいか、また会社の組織はどうあるべきか、見直しが必要ではないか等も実は検討をさせてもらっているところでございます。

ただ問題は、今、ジオパークが世界認定を受けまして徐々にではございますが、外国人観光客も来るようになった、施設は更に少なくなる。例えば、民宿あたりについても本当に減ってきております。私は今年の春から県にもそのことを訴えておりますが、今やっているのは例えば、お爺さん・お婆さんのお名前でも民宿を若い人がやっている、これが亡くなりましたら明日から駄目だと言うのですよ。新しくやる人は消防法の関係とか、あるいは食品衛生法の関係等があつて多額の投資をしないと民宿ができないことが分かるとしても、昨日まで良かったものが今日お母さんが亡くなった途端に、もう駄目です。こういうことをやっていたら、宿泊施設の拡大なんてできるはずもないということを国・県にも訴えておりますが、これは当方に言わせると「法律がそうになっておりますから仕方がありません。」それでおしまい。そして「観光立国だ」、「観光島根だ」、と言っておりますが、言ってることとやってることが違うのではないかと、そのぐらい厳しい状態です。

これからは、例えば個人のホテルとか旅館も公共的施設だというぐらいな思いで、地域に対して行政が国・県も含めて支援をしてやらずに観光立国と思つていても難しい。私はこのように思い訴えておりまして、そのことを一緒になって国・県に更に訴えていかななくてはならざるを得ない状況が裏ではあるわけですので、悪けらやめればいいとは言いながら、何とかこれを改善できんもんかというように私は考えているところでございます。

覚えていらっしゃるかと思いますが、前の社長時代にもうこれが最後ですと。もう一回だけ、あれ2,000万円でしたよね。大事な血税を投入してでも「ここは再建を、これが最後です。お願いします。」とやってやりました。また、同じように「赤字が出ました支援してください。」と来られましたが、私はこれ以上は議会を説得することはできないと。もう少し考えてほしいということを訴えたつもりでございます。そういう中にありながらも、いったいどうしたらいいかと、今検討をさせている最中でございますのでこのことについては少し時間をいただきたい。

MIYABIの件でございますが、先ほど今のところは経営的に問題はないと申し上げましたが、これは毎月収支状況、利用人数でありますとかを分析してみると、今のところは問題ないのではないかとこのように思っているところでございます。

仰せのように一度、へんちくりんな評判が立ちますとネット上でそういうことが公開されますとMIYABIとか、あいらんどの個々の問題じゃなくて隠岐全島の評判につながってくるという大変なことがありますので、いかにひとり一人が受け持っている責任が重大かということのを改めて認識をさせながら、何とか隠岐の交流人口拡大にも寄与できるような形に行政あげて取組んでまいらなければならないと考えておりまして、私は最近では個人の施設も公共的施設なんだと訴えて、今、観光協会等々も話をさせておりますのでよろしく願いをいたしまして、答弁に代えさせていただきたいと思います。

○7番（ 齋藤 幸 廣 ）

今、あいらんどは検討委員会で検討させているということですが、私はいつもよくこういうことに触れるんですが、町長の責任として、町長はこう考えるというものを示さないと検討委員会で検討するといっても結論はなかなか出ないことないですか、それは今までも、地域公共交通会議においてもそうですよ。町の考え方をきちんと出した上で、政策、町長の考え方を出した上で諮問・検討していただかないと検討委員会が結論を出すといっても、これは私は無理だと思います。町長のお考えをお聞きします。

○番外（ 町長 松田 和久 ）

それでは、再々質問にお答えをいたしますが、私は無責任にそういった組織で「検討をさせておりますから。」というように、責任をとる考えはありません。これは前にも申し上げましたように場合によっては閉鎖も含めて検討をしてくれということを副町長以下、託したつもりであります。その結果、今、検討をしております。

例えば、あの油槽所、当初は株式会社あいらんどにお願いをすることにいたしました。隠岐振興という話もあったのです。あれは島前・島後で造ったもので、いつも3対1になるような話ではおかしい。隠岐の島町が造って何故3対1なのか、そこで隠岐振興じゃなくて我々のたった一つの、あいらんどは宿泊施設ですが第3セクターであるあいらんどに任せる。そのときの話は金に色はついてなくても、あそこの経営とあいらんどとは全く一緒にしてもらっては困ると約束をしてやらせましたが、運営が難しくなるとどうしてもチャンポンにしてしまう。

そこで、もう完全に切り離すべきだと私はそう思って、皆様方に提案をさせてもらったつもりですが、つまりもう隠岐から金を出させんためにもいつまでもニヤクコーポレーション任せでは駄目だと、多額の金が取られる。雇用にもつながらない、隠岐振興でやらせるべきだということで島前島後の隠岐振興がなくなったときに、隠岐の島町だけを残したのはその

ためだったのですが。これは議会の皆様方の了解が得られないということで、先般、解散することに決定をし、もう間もなく全てが完了する状態になったということをご存じかと思えます。私はそういう中でも整理すべきは整理するべきだということでしたが、今のところはそれをあいらんどにやらせながら、しかし、先々は閉鎖も含めて検討するというので、今、検討が進められております。

そういう状況でございまして、決して委員会にまかせっきりで後は私は知りませんというふうなつもりはないことを、是非ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高宮陽一）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問は終了します。

次に、5番：前田芳樹 議員

○5番（前田芳樹）

それでは、さっそく質問させていただきます。

私は、行政内部組織の支所の権限・権能について、まあ外部からは見えませんので、したがって不明ですので質問をいたします。

その中で、島内全域の均衡ある社会基盤の維持のためには、「支所の権限・権能の今一步の増進が必要ではないか」という点についてお伺いします。

行政運営上の大きな原理・原則は議会の承認・議決を経た予算による事業実施でございませぬけれども、災害時、緊急時などのいわゆる不測の事態では予算の承認・議決を得る時間がない時など専決処分ができることに制度としてはなっております。

1年間の内には大小さまざまな修繕・改善要望が住民から各支所に寄せられます。大きなものは本庁レベルで計画的に予算立てして対処していくこととなりますが、次々発生する小さな案件は逐一予算立て出来かねるだろうし急ぐものもあります。

支所管内の各地区からの要望はたくさんあるはずでございまして、小さな修繕要望でも予算を持たない支所の段階では対応が非常に困難になるだろうと思えます。中には支所長の交渉力量で迅速な対応ができたものもございまして。一方、その都度、本庁に伝達・交渉をしていて時間もかかるものも多くあるだろうと思えます。

本庁での一元集中管理体制、これは非常に優れた点もございませぬけれども離れた地区にとっては弊害もあります。地区内住民の日常をつぶさに見て、その最前線に立ち、どこの修繕・どこの改善が必要か即断できる支所長に、もう少し裁量権を持たせるべきではないか。

管内住民のために良くしてやりたい一心で懸命な努力をしているわけではございませぬが、「予

算がない。」という返答しかできないときの各支所長の限界感は察せられます。

島内全域が均衡して社会基盤の維持がなされるべきでございますが、都万・五箇・中村・布施の支所区域の衰退が著しいように感じます。支所は本庁への取次ぎ所、または窓口業務程度でよい、どうせ予算も持っていないのだからでは駄目でございます。

全域的な人口減少の中で、行政機能や若年層が西郷へ一極集中したことなどで周辺地区の衰退は激しいのでございます。これら4地区の住民にとっては日常生活と地域振興をサポートしてくれる、いわゆるキーマンが支所長であり、支所はその要となる拠り所でございます。

支所職員の人員削減が行き過ぎているように私には見えます。地域事情をよく知る支所が、もっと職権を果たせるようにする必要がありはしないか、それには支所と支所長の位置づけを高めて、動きの取れる権限・権能を与えるべきではないだろうかと思うところでございます。どのように認識をされておられるのか町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の前田議員のご質問にお答えいたします。

「支所と支所長にある程度の権限と予算を持たせ、臨機応変に対応できるような体制づくりをするべきではないか」と、特に旧3村の疲弊は著しいとのご意見でございますが、合併以来、本町の財政状況を考え、行財政改革を実施する中で役場職員を90名近く削減をし、支所の職員も減員してきており、予算執行も本庁に一本化してきたところでございます。

まず、支所長の権限につきましては、他の本庁にいる管理職と同等の決裁権を有しておりますことを是非この機会にご理解いただきたいと思います。支所長だけが権限が少ないというわけではございません。全く横並び、一緒でございます。

その中で、地域の課題につきましては本庁と各支所の連携を図りながら、パイプ役になってもらいながら、それぞれ緊急度の高い課題からその解決に向け対応しているところでございまして、午前中も言いましたように、辞めていかれました3村の村長さんから言われたことをきっちり頭に置いてやっているつもりでございまして、各支所だけは適当でいいやというそんなことは全くやっておりませんので、もしそういうふうに見えたとすれば、「それは何か、少しどうなっているのか。」と私自身も思うところでございます。

また、「予算がないからできない」ということで、全て町民の方の要望を片付けるのではなくて、支所と本庁が連携を取りながら協議をし、その課題に対してどのようにしたらいいのか、これを考えていくのが役場としてはやはり大事だと。「金がない、金がない。」と言いますが、実例を話しますと、金がなくても住民の皆さんの意向に応えられることはあるんで

す。現場で見て、「こうやったらいいじゃないか。」ということで、そうやって喜ばれている事例もあります。ですから、決して「金がないから。」じゃなくて、金がないなら知恵を出してでもやるべきことはやっていくことが必要だと、私は常に考えております。

このような小さな修繕等の維持管理費等のあり方につきましては、各支所と協議しながら、予算の配分等必要性があるならば対応していかななくてはならないとこのように考えておりまして、小さいことだから後回しというようなことは全く考えておりません。

今後もそういったことについても精一杯改善を図りながら、住民の皆様方のご意向に沿えるように努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（前田芳樹）

それでは、確認のために三点ほど再質問をさせていただきます。

行政改革の中で役場職員を90名削減したと、その中で支所の職員も減らしてきたとおっしゃっておりますが、一方で臨時職員は70数名おるだろうと思ひます。私が言ひたいのは、均一的な人員削減でなくて、区域の地域の要である支所の職員を減らしすぎてませんか。だから少しそこを配慮すべきでないでしょうかという点です。これが一点です。

支所長の権限は、他の管理職と同等な決裁権を与えてあるとおっしゃってますが、私が伺ひたかったのは支所長の権限が低いと言ひているのではなくて、支所管内区域のことを考えれば、もう少し本庁の課長職と支所長は一種違ひ要素があると思ひます。というのは区域住民の日常生活に日々直面しているわけですから、その点でもう少し支所長に権限を、一歩だけでも、もう少しランクアップするぐらいの姿勢が必要ではないのですかと言ひているのです。これが二点目。

それから、小さな修繕等については各支所と協議をしながら予算対応をしてまいりたいとおっしゃっています。これは前向きな答弁ですから一安心しました。いずれにしても、4地区の住民にとっては小さな日常生活上の維持・修繕項目は非常に重要なことなのです。ですので、言うだけでなく、今後支所との協議、そして支所長の意見・要請をより一層尊重していくのは間違ひないでしょうねということをお伺ひしたい。

この三点についてよろしくお願ひいたします。

○番外（町長松田和久）

前田議員の再質問にお答をいたしたいと思ひますが、まず、この行革で10年余の間に90余名もの職員が減って臨時職員が実に70名もいるのではないかと、そして支所は職員を切り過ぎではないかと、もう少しそういった意味では均一的な対応を図るべきではないかということ

でございますが、本庁の職場も大変厳しい状況でありまして、支所だけが厳しいというわけではないと私はこのように思っております。確かにおっしゃるように、本庁の課長さん方と地域の皆さんとの距離よりも、支所は支所長だけでなく職員も近い関係にあるんだろうと想像はいたしておりますが、権限につきましては、特に大事なことについては、それは尊重しております。ただ予算を伴うようなことにつきましては、総務課長ではなくて財政とも相談をしなくてはいけないこともあるわけです。

予算があればいいですが無い場合には、一応連絡をとってみますということなんですが、先般、支所長へ話をしましたら、「そんなことは全くありません。」と、「前田議員はちょっと我々のことを心配しておっしゃっているのではないのでしょうか。」というぐらいな感じで、「我々が特別に権限が低いということは全くありませんので。」ということでしたが。

支所長の権限につきましても、これは本庁よりも上にあげるということはできないにしても同じように対応していきたいと思っておりますし、今後も尊重していきたいと考えております。

小さな修繕等につきましては、「財政が金がない、金がない」と言うのは、やりたくない者がそう言うのと揶揄する人もいるぐらい、あまり「予算がない、予算がない」ということは言わない方がいい。そういった厳しい中でもできる方法はないかと考えていくのが、我々が犬や猿と違うところではないかということでも今後も厳しい財政状況ではありますが、“ここは絶対早くやらなくてはいけない”ということもあると思います。またなかには、役場も大変でしょうから材料だけもらえれば我々でやりますからという地域もあつたりで、喜ばれている事例もあります。

また、2年、3年前に墓に行く道路が非常に悪くて年寄りが行くのに大変なので、材料をもらえれば若い人でやりましょうということでやったりもして、柔軟に対応はしているつもりでございますし、そういう案件があるとすれば各支所長とも十分に相談をしながら、あるべき方向を出していけばいいという考えをしておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日12月8日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告

1 4 時 3 1 分)

以 下 余 白